

第十三回国会
衆議院

地方行政委員会議録 第十一号

昭和二十七年二月二十八日(木曜日)

午前十一時十五分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事 大泉 寛三君 理事 河原伊三郎君

理事 野村 孝太郎君 理事 床次 徳二君

門司 亮君 門脇勝太郎君

川本 末治君 佐藤 親弘君

前尾繁三郎君 吉田吉太郎君

大矢 省三君 立花 敏男君

出席政府委員

總理府事務官 吉岡 憲一君

理委員事務官 局員 鈴木 俊一君

官(地方自治行政次長)

委員外の出席者 専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

二月二十七日

地方財政に関する陳情書(全国市長

会会長金刺不二太郎)(第六五八号)

地方団体の統合強化に関する陳情書

(全国町村議会議長会会長齋藤邦雄)

(第六五九号)

平衡交付金の増額に関する陳情書

(宮城県知事佐々木家壽治外七名)

(第六六〇号)

公共事業の起債の早期決定に関する

陳情書(宮城県知事佐々木家壽治外

七名)(第六六一号)

特別市制反対に関する陳情書(大阪

府三島郡山田村長箕林信雄外七

名)(第六六二号)

警察準備の市町村、小支庁、
陳情書(宮城県知事佐々木家壽治
外七名)

地方制度調査会の構成員に地方議会

代表者参画に関する陳情書(東京都

議会議長菊池民一)(第六六四号)

事業税の税率軽減に関する陳情書

(名古屋商工会議所会頭伊藤次郎左

衛門)(第六六七号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

国会議員の選挙等の執行経費の基準

に関する法律の一部を改正する法律

案(内閣提出第三五号)

地方自治に関する件

地方財政に関する件

○金光委員長 これより会議を開きま

す。

地方自治に関する件、地方財政に関

する件の両件を一括して調査をいたし

ます。質疑を許します。床次委員。

○床次委員 最近の新聞紙を見ます

と、地方自治法の改正案について政府

当局が研究しておられるようでありま

すが、その案の要点について説明が

願えれば御説明願いたいと思ひます。

特にお願ひしたいと思ひますのは、地

方の紛争事件その他に対する勧告権の

問題について、これを規定しようとい

う意見があるかのようなのですが、これ

が今地方ではいさ／＼問題になっている

懸案事項が大分あるのであります。そ

うして政府の方において、こういう修

正案を考えておられるということに対

しまして、この紛争の両者いずれもあ

る程度の期待を持っています。従つてこ

の扱い方いかんによりましては、やは

り現在一応静観しておつたものが、さ

らに次の動きを見せるといふ形になつ

ているのが実情なのであります。一応

政府が今日まで研究しておられるこ

の勧告案といふものの構想がわかれ

ば、ひとつこの機会に伺いたいと思ひ

ます。

それから第二の問題といつたしまし

て、今後自治体の大きさを適当に規制

するといふ意味から、あるいは適正規

模という考え方も思ひますのでありま

すが、市の大ききについて人口三万の

基準を五万に上げるとか、あるいはい

わゆる改正案要綱において聞きますと

と、市の設置についてはあるいは承認

制度にするといふような案も出ていま

るのであります。この問題は、実は今後

市にならうといふ各町に非常に大きな

影響を興える。最近、例年の通りでは

あります。ことに市制施行の機運

が非常に大きくなつて来て、年度末に

は多数の申請があることは例年の通り

であります。本年は特に将来この基

準が五万になるといふことを予想する

と、ことしのうちに申請しなければな

るまいじやないかといふ考え方が強く

なつておりました。これまた地方を非

常に刺激しているものであります。この

点についてはひとつ政府がいかによう

考えているか、いさ／＼法案の都合も

あらうかと思ひますが、政府の考え方

をお聞きしておきたいと思ひます。特

に修正案におきましては、その規模あ

るいは合併その他の場合には、政府の

承認という字を使つて、承認にはどう

せ基準をつくられることは当然だと思

うが、この点はいかによう考へておら

れるか。この二点について承りたい。

なおその他の点についても、あるいは

大体の構想がおわかりのことがありま

すならば、この機会にひとつ政府の案

を伺いたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 地方自治法の改

正につきましては、政府はたたいま案

を用意したしてはいるのでございま

す。その改正の目標といつたしますとこ

ろは、中央地方を通じての行政簡素化

の一端に資そう、こういうことであり

ます。従ひまして地方自治法の中で、

各種の機構等に関する規定につきまし

て、地方行政簡素化といふ見地から、

根本の建前をくずさないような限度に

おいて改正を加えたいといふことで、

目下鋭意研究中でございす。ただ政

府部内といつたしまして、まだ意見の全

面的な一致を見ておられない点がたくさ

ございすから、従つてまだ政府案が

こういうふうになるといふことを、こ

こで申し上げますことは、いかにが

と思ひますので、その点はひとつ御

了承を願ひたいと思ひますのでありま

す。今御指摘の自治紛争につきましての

調停について、何か考へておるかとい

う第一点のお尋ねでございす。こ

れにつきましては、全国各地に相当深

刻な自治紛争が、各地方団体の間に

ございまして、あるいは一つの地方団体の

中の部落間におきまして、あるいは一

団体の中の各機関の間におきましてあ

りますことは事実でございす。これ

らの紛争の中には、紛争調停委員とい

うものを設けて努力をいたしまして

も、とうてい解決しがたいというやう

な、相当深刻なものもあると思ひま

すけれども、何か紛争に関する調停機

関のやうなものを設けて、それによ

つて実際の紛争の調停をはかるとい

うことをいたしますならば、若干な

りとも自治紛争を解決して、円満に自

治の進展を期することができるとあら

う、かように考へておるのでありまし

て、そのためにはどういふ機関、どう

いふ方法がいかにいふことを目下研

究中でございす。しかし何らかのこ

点に關しましての改正を加えたい、か

ように考へております。

それから第二の市制施行の問題で

ございす。市制施行の問題につきま

しては、人口を五万にした方がいとい

う地方行政調査委員會議の勧告もあ

るわけでありす。ただ現在の実際の

都市の構成を見ますと、たしか百

十三でありましたかの市は、人口五万

未満であります。そこで人口五万とい

うことを要件にいたしますと、今後

できる市はそういうふうになりまし

て、今までの百十三にわたるやうな市

につきましては、そのまま例外を認め

て行かなければならぬ。ほとんど半

分に余るやうなものが例外の人口五万

満の市であるといふことでありす。

と、かりに人口五万というものを基準として都市制度を考えましても、どうも一貫しないことになるのでありま
す。そういう意味で五万という線をと
ることがいいかどうか、これは相当重
重に考える余地があると考えておりま
して、人口三万という現在の基準をさ
らに合理化することをもつて、これに
かえたらどうかというふうな
ことを、ただいま検討中でございます。

○床次委員 先ほどの紛争の調停に関
する問題であります。これが一応勸
告の程度にとどまつておつて、強制力
を持つたかたぬかというところは、自治
の本質の非常に大きな問題でございま
す。この点について政府の今日までの
研究の方法は、どちらの方に向つてい
るか、もう少し具体的に伺いたい。

それから次に今の市制施行の問題に
つきましては、これは各地方とも現
実にみなそれ、今日考えさせられて
おる問題でありまして、実際の状態か
ら見ますと、五万以下のものが確か
に多いのであります。過去のものをほ
つておいて、今後それが許されないと
いうことになる、非常に不合理な点
もあるものであります。だから今後の市
としての機構について、内容の充実し
たものの標準は、五万以上にあるとい
う考え方は一応成立つと思つてありま
すが、しかし五万以上なければ絶対
にしないということになるのも、こ
れは非常に現実の各市町村当局とし
ては、迷惑する場合が多いのでありま
す。この点はひとつ十分考えていた
きたいと思つております。

○鈴木(後)政府委員 地方自治の本旨
と紛争の調停ということにつきま
して、御指摘のように紛争の調停の方法
とか仕組みをどうするかということに
よつて、相当影響するところが多いと
思つてあります。従つて地方自治の
本旨というものは、もちろんこれをそ
こなないような姿において、紛争調
停の方式を考えて参りたいと考えてお
ります。

の議決を経て財産区の議会又は総会を
設けて財産区に關し市町村の議会の議
決すべき事項を議決させることができ
る。と書いてあるわけでありま
す。と書いてあるわけでありま
す。この趣旨は、財産区につきま
しては原則は市町村長なり、あるいは市町村の議
会が財産区のためにいろいろ執行を
し、また議決をする、こういうのが今
の地方自治法の建前であるのでありま
す。ただそれでは両者の利害が相反し
て適當ではないという場合において、
これは特別に区議会なり区総会を設ける
べきである。こういうふうな知事が判
断をいたしましたならば、議会の議決
を経てそういう区議会、区総会を設け
るようになることができるというこ
とになつておるのであります。た
だいまお話の福島県の事例が、はたしてこ
の二百九十五條を適用して区総会を設
け、あるいは区議会を設けて処理さ
した方がいかにどうかという問題になる
のだらうと思つてありますが、私具
体的な事情はよく承知しております
ので、その事件につきましても申し上
げられないわけでありま
す。そういう建前で、福島県知事としては特に区議
会を設ける手続をとらないで、一般原
則によつてよつておつたのではないか
と思はれるのであります。

○吉岡政府委員 御質問の趣旨がある
いは誤解しておるかも知れませんが、
議会をつくることになつておるのか
わらず、選挙をしないのでそのま
まほつておいたその際の責任はどうかとい
う御質問でございと思いますが、それはやは
り理事者側に来るのだと思つて
おります。今の鈴木さんの答弁であ
りますが、これは具体的に申し上げま
すと、二十六年の十月に選挙しまし
て、ことしの一月十八日の議会を招集
いたしました。そしてその招集され
た議会の、前五箇年間の、議会がな
つたときの一切の収入、支出、予算、決
算というものの承認を、町長は管理
者として求めております。だからこれは
財産区があつたことに間違いありま
せん。なければ、区議会に五年も一つに
まゝとめて出すというふうなことは
私はないと思つて、その間出せなかつたといふの
は区議会がなかつたから出さなかつた
のだらうと思つて、そういうので、
議会のなかつた際の報告書を見ますと、
ちやんと予算が組んでありまして、区
議会議員の実費弁償がちゃんと書いて
あり、それが支出されております。だ
から一体こういうことが、今の鈴木
さんのお話は前段のお話でありまし
て、そのあとの二百九十四、九十五、
九十六條に区議会を置くというこ
とはつきり書いてありまして、従つて鈴
木さんの今の御説のような趣旨に基
いて、ここに区議会のあつたことは間違
いありません。そうでなければ、区議
会に決算書が今ごろ出て来るわけはあ
りません。そこで問題になりますの
は、その五箇年の間、一切を町長が理
事者として専断処分で全部片づけてし
まつておる。そして承認を求めてお
る。なお具体的に言いますと、承認を
與えられないという一部の議員の意見
に對して、それなら議案をひつ込める
からというので、審議してもらわな
くてよいとございまして、こういう態度
であるといふ。これは私もにはちよ
つと想像もつかぬのであります。それ
も、現実の問題としてこういうことが
起つておるのであります。これの解決

は一体どうすればいいか。従つて一面
から考えますれば、議会の承認を得な
い予算を組んで支出したわけでありま
す。しかも財産は全部そういうことで
処分しておりますので、一体これが合
法であるかないかといふことでありま
す。これを自治庁は合法と認められる
かどうかといふことです。

○鈴木(後)政府委員 今のお話の通り
であるといふと、この財産区に
は、福島県知事が、区議会を設けるよ
うに條例をつくつてあつたといふこと
になるかと思つて、もしそういう
條例がつくつてあつたといふこと
ならば、その條例に基いて、その財産
区に議会を置かなければならぬわけ
でございまして、そういうこと
から、それについての選挙その他の措置は、
これは当然に行われなければならぬわ
けであります。そしてまた、財産
区の財産に属する財産、營造物等がご
ざいますればそれは御指摘のように、
議会にかけるべきものは、一般の自治
法の原則に従つて、議会にかけて処分
をするといふふうなことはな
らぬわけでありま
す。ただ現在の地方
自治法の建前といたしましては、昔の
ように、一般的に監督権といふものが
ないわけでございます。従いましてそ
ういふものをほんとうに監視して行く
建前は、やはり住民自体にある。住民
がそれ、この方法によつて、町長なり
町議会の処置について措置して行く、
こういうことであると思つて
います。ただこういう問題につきま
して、財産区の方、やはり一部分の区域でありま
すから、どうしても利害が相反する
といふようなことに相なりま
す。やはりこれは一種の自治紛争といふこ

とになりまして、そういうような問題につきまして、やはり合理的な機関で紛争の調停をするというようなことも考えられはしないかと思ひます。

○門司委員 私そういうことを聞いて

いるのではありません。聞いておるの

は根本の問題であつて、一体自治庁と

して、こういう一私きよはあとで

あなたの方に一部だけ差上げたと思

つておりますが、この額未書というも

の印刷したものがあります、実は

きようは町長というか、管理者が区議

会に報告いたしました書類を全部持つ

て来るはずでありましたが、これは非

常に書類が少いというので、向うで読

んで来ただけで、こちらへ持つて来

ておりません。いずれにいたしまして

も、各年度ごとにちやんと予算が組

んであります、決算がしてあるのであ

ります。従つて各年度ごとに予算が組

んであつて決算がしてあるというこ

とになれば、財産区があるということ

だけは間違ひのないのであります、従

つて財産区があれば、当然そこには、二

百九十六條であります、その規定で

区議会が設けられておつたことは間違

ひないと思ひます。ところが、先ほど

申し上げたように、五箇年という間、

区議会がなくて、だれも參與もしな

ければ何もしないで、一切専決処分と

して、予算を組み、支出をし、さらに財

産の払下げも途中でやうというやうな

処分をやつておるわけでありませう。

そして五箇年分を一べんに、区議会が

新しくできたからといつて、その承

認を求める件としてここに出して来て

おる、こういうことではあります。従

つて、求めるということが合法的である

かどうかということではあります。財産

区の問題が書いてあります自治法の中

では、これは解決がつかないで、

そういうことが一体合法的であるかど

うかということを知りたいと思ひま

す。

○鈴木(後)政府委員 ちよつと門司さ

んのお話で疑問の点があるものであり

ますが、財産区を置けば必ず区議会がな

ければならぬということにはなつてい

ないのであります。財産区を置きまし

た場合に、都道府県知事が特に必要が

あると認める場合には、わざ／＼知事

が條例の原案をつくつて、その関係の

村会にかけまして、その議決を経て條

例を設けて区議会を置くようにするわ

けであります。ですからこの場合です

と、福島県知事が、今の村と財産区と

の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

者の間に利害が相反して、むしろ第三

と上げられております。実費弁償とし

て出されております。区議会のあつた

ことは間違ひないと思ひます。区議会

を置くか置かぬかということに議論し

ておるのじやありません。区議会があ

るから、そういうものを年度ごとにち

やんと報告しておる。それが全然議會

がなかつた五箇年の空間の間、理事者

の専決ですべてやつていいということ

になれば、自治法にありますが区議会な

んかいりません。全部削つておいた方

が、そういう問題が起らぬでいいと思

ひます。区議会を置いたということが、

町長と住民とで持つておりました共有

の財産が、村あるいは町に移管されな

い、共有で持つておるといふ場合、

これをただちに村会だけできめて行く

ということには、一つの財産を村有にす

ることになりますので、従つてここに

区議会を設けて、そうして区議会が、

市のあるいは自治体の議会の承認を求

める、しかも法律によりますと、議會

の委任事項についてやつてもいいとい

ふことが書いてある。従つてある場合

におきましては、その地域において

は、自治体の議会の代理をやることに

できるやうに区議員に権限が與えて

あります。そうなつて参りますと、区

議会の仕事というものは、條例によつ

てまかされた範圍の自治体の行政にま

で、ある程度の仕事をすることができ

るやうに、非常に広汎な権限が與えて

あります。ところがそこには財産区が

あつて、従つてその財産区の区議会と

いうものがあつて、そこに理事者とい

うものがあつて、そうしてその理事

して、区議会がこれを承認することが

できないという決議になると、その議

案を撤回してもいいと言つて、しかも

会期が三日もありますのに、閉会を宣

しておるといふことであります。ここ

に至つては、まづたく乱暴なめちやく

ちやなことだと思ひます。こういうこと

法的に見て正しいかどうか、この点に

ついて、もう少しはつきりした御答弁

を伺つておきたいと思ひます。この事

件は財産を処分しており、承認を求め

ない費用を使つておりますので、横領

になるのか文書の偽造になるのか、お

そらくそういう訴訟が必ず出て来ると

思ひます。そういう点について、もう

少し明確に御答弁願ひたい。

○鈴木(後)政府委員 財産の処分と

か、今の区議員の費用弁償というも

のを、ただいま承りましたお話から伺

ひますと、区会がないのならば、一応

自治法の財産管理物に関する規定の原

則から行けば、専決処分ができるわけ

でありますけれども、條例で設けるこ

とになつておるにかかわらず、五年間

も区議会の制度を設ける措置を講じて

いないといふことは、確かに不当なる

ことであると思ひます。かりに一度

区議会議員が選ばれたといひまして

も、任期等があるはずでございますか

ら、任期満了までやるやうな場合にお

きましては、やはり任期満了前に、ちや

んと次の者を選んでおくという措置を

講ずべきであると思ひます。そういう

やうな制度があるにかかわらず、全然

区議会議員の選挙をやらない、従つて

区議会が成立しないといふ場合にお

と思ひます。ただその前において、五

年間も専決選挙をしない、区議会を設

けない、そういうことについての問題

はあらうと思ひますけれども、形式的

な規定の解釈をいたしましては、議會

の欠けているときは専決処分ができ

る、といふことは言えるのではないか

と思ひます。

○門司委員 私は、それは特例の場合

であつて、常識上考えられないと思

ひます。しかもその間に区議会議員の

実費弁償として、費用が五箇年間支出さ

れておる。区議会議員がいなくて区議

会議員の実費弁償をするよりくつはない

と思ひます。そういう今のお話は特別の場合

だと思ひます。何かの都合で選挙がで

きなくて空間の場合は、常識的にそう

考えられます。あるいは召集のできな

かつた場合、火急を要する場合、そう

いふ事例は専決処分は適用されると思

ひます。しかし任期があつて、区議会

が存在しておつて、戦争後区議会の改

正も行わないで、土地からやましく

いわれて、二十六年の十一月三十日

に新しい区議会をこしらえて、一月十八

日に議会が召集されて、それで五箇年

分の費用の弁償を承認しろ、こういう

ことなんでありませう。区議会議員がい

ないのに、実費弁償はおかしいのであ

ります。その問題が実は問題になつて

おります。自治法のどこにそういう

ことが書いてあるのかという質問が、

実は私のところへ来ておるのです。ど

うも自治法を見たところで、議會をつ

くらなくともいいという規定もありま

せんし、選挙しなくともいいという規

定もありませんし、またそういうもの

をかつて出していいということも

ありません。これに対して今鈴木さん

からはきわめて当りさわりのない常識的な、非常事態とは言わないにしても火急な場合の専決処分であるとか、あるいは改選期の途中において、ちやうど何かの形で議員の任期が切れて、次の議員の議会の成立しない間のできごとというようなことについてお話がありました。これは私も専決処分でつけようだと思います。またそれでなければならぬと思いますが、五箇年もその専決処分をしなければならぬほどの問題ではなかつたと思います。従つてそういうことが自治庁として認められるかどうかという点でありまして、この点をひとつはつきりあなたの方においていただきたいと思います。実際問題として、区民といつたしましては、きのうのお話とここへ参つたのであります。区民大会を開いて、一体この問題がどうなつておるか明らかにすると言つております。町長の意見としては、何もそういうものの承認を得なくてもいいのだ、悪ければ議案は撤回してもいいということになつております。そうすると五箇年間も承認を受けないということになつて、これではまるつきりめちやくちやになつてしまふ。そういうことが一体自治庁として許されるかどうか、もう一度御答弁を願つておきたいと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 お話を承りますと、相当複雑な事情が介在するように想像されるのであります。事実が明確になりますれば明確な御答弁を申し上げることができると思ひますけれども、ただいま門司さんの仰せになりましたごとく、福島県知事が條例をもつて、この財産区のために区議会を設けるように議決を経る措置を講じており

ましたものといつたしますならば、先ほど私が申し上げましたように、財産区の議決を経て財産管理物の管理をいたすべきであるけれども、現実に選挙が行われていないといつたしますならば、現に区議会がないわけでありまして、区議会がなくても財産管理物の管理のためのある種の行為はやらなければならぬので、そういう行為については専決処分をすることはやむを得ない結果であると思つております。ただ五箇年間にわたつて事実條例で区議会を設けるべきになつておるにかかわらず、これを設けていないといふことであります。これはやはりその政治的責めは、関係の機関が負わなければならぬと考えるのであります。

○門司委員 だん／＼お話はわかつて来たようであります。その場合に政治的責任というところになりまして、問題は先ほどから私申し上げておるうちに、現実の問題として政治的な責任というよりも、むしろただ選挙しなかつたというだけでありまして、現実には支出をいたしておらず、私の拜見にいたしました向うから出された書類の中には、ちやんと区議会の議員の実費弁償として費用が出されて、それが決算の中に全部使用されたと言ひてある。そうしますと、これは単に自治庁のお考えのようなわけのものではないかと考えます。自治庁には監督権がないからお考えもできませんが、私として聞きたいと思ひますことは、こういうこととがもし平気で行われるとするならば、一体これに対してはどういう処置がなされるかということでありまして、具体的に言いますと、先ほどからも何度申し上げたように、管理者は承認をしなければこの議案は撤回すると言つて、今日の議会では撤回しておりまして、そうして議長もそれを宣告いたしておられます。そして議会は三日間の会期を残して議長は閉会を宣してあります。そういうことで、もしこれが承認を得ることがいかなら、承認ができなかつて参りますと、承認を受けないといふことになるのですが、一体承認を受けなくてもいいのかわるか、専決処分の承認を受けないという形で強行して来ておるのかわかるといふことか。

○鈴木(後)政府委員 議会が成立していない場合には、専決処分をいたした場合には、次の議会の会期においてこれを報告して承認を求めなければいけないといふことが、百七十九條の三項にあるわけですが、そこでたゞいまの具体的な問題といたしまして、各種の費用を、専決処分によつて予算を計上し、支出いたしました場合に、議会の承認を求めなければならぬわけでありまして、その区議会なるものが現にないということになりますと、この規定もちよつと働かせようがないわけでありまして、條例上は議会を設けることになつておるわけでありまして、そういうことは、町村議会といふものは権限がないことに法律論としてはなるわけでありまして、従つて区議会にかなければならぬ。しかし区議会がなければ区議会について承認を求めない方法もないといふことになりまして、とにかく区議会を設けないことには問題が解決しようがないといふふうに考えます。

○門司委員 どうもその辺はつきりしないが、区議会はあるのです。区議会は五年間空白であつたのが、去年の暮れに区議会をこしらえて、そうして一月の十八日に招集しておる。その場合に、さつき申し上げました五箇年の空白の間、だれにも相談しないで、議員がいらないのに、議員の実費弁償が支出されておるわけですか。これはいづれ訴訟になるかわかりません。どういふ形になつて来るかわかりません。それからその間、財産というものが払下げをされておる。自治法の建前からいいますと、当然公入札でなければならぬものが、指名で全部財産の払下げが行われておりますし、それから仕事もなされておる。こういうことは、現在の自治法からいいますと、これは違法であります。しかし先決問題として、今議会があるのです。現在あるのに、議会で承認を求めようといふ理の事者の態度であります。これはいいのか悪いのか。

○鈴木(後)政府委員 どうも話がよくわからないのであります。五箇年間にわたつて区議会を設けなかつたというやうなお話が一方にあり、それから最近区議会を招集して、それに承認を求めるための付議をいたした、こういうお話であります。どうもその辺、区議会といふものが五年間つと欠けておつたのか、最近選挙をして区議会ができたのか、その辺がどうも明確でないで……。

○門司委員 この財産区は非常に古い財産区であります。最近できた財産区ではございません。話を聞いてみますと、その以前に実際の問題として任期は来たのであるが、戦争中に各議員の任期を延ばしたとき、一応議員の任期は延ばしたと言つておる。しかしそれは二十一年で切れておる。その後選挙を行わぬ。それがやましく言われて、昭和二十六年の十月三十日に区議会が選挙されてきたといふことあります。だから、五箇年間の空白はまつたの空白であつて、現在は区議会はあつたわけでありまして、従つてこの区議会に、五年の空白の間の支出の承認を求めて来たわけでありまして、ところが現在の区議会の議員は、五年間の議会のなかつた間のものについて承認を求めると言われても、その内容を見ると、先ほど申し上げましたように、人件費等は実費弁償として出ておる。区議会がなかつたのに、実費弁償として出ておる。財産の処分は当然公入札でなければならぬものが、かつてに行われておる。まつたの自治法無視である。これを承認しろと言われても承認するわけに行かないといふ問題が起つておるのであります。ところが管理者といつたしましては、承認しないなら、この議案は撤回するといふ態度に出ておる。従つて承認を求めない財産区の規定にありますが、この自治法の財産区の規定にありますが、承認を求めなくてもいいのか悪いのか。もし求めなくてもいいといふことになれば、自治法はいらぬ、区議会などいらぬといふことになる。こういう規定は取つてしまつた方がよまにならなくていい。しかし財産区という制度がある以上は、やはりその制度のつとつて行政が行われなければならぬ。これは明らかに財産区の拒否のような形になつて来ております。この点を次長には

つきり御回答願いたいと考えております。

○鈴木(後)政府委員 専決処分を町がいたした場合におきましては、議会の承認を求めなければならぬことは、自治法の規定上当然であります。従つてたゞいまの事例におきまして、区議会の議決すべき事項を、議決を経ないで専決処分をしたという場合におきましては、その専決処分は違法であります。その専決処分をいたしたならば、その次の会議において議会の承認を求めるべきであります。ただ議案に提案して、議会が承認を與えない、否決したという場合には、従来の行政実例等におきまして、これは効力に影響がない、たとえば財産を専決処分によつて処分した場合において、議会において否決されたとしても、その処分に影響なしというのが、法の今までの解釈であります。これはやはり取引の安全という点から、第三者保護の見地から、いやしくも町村長が財産区のためにやつたものでありますれば、やはりそれは有効な処分として、取引の安全を確保しなければならぬという見地から出ておるのであります。しかし、そういうことの結果起るべき政治的な問題につきましては、町村長として当然その責に任ずべき問題があるものでありますけれども、これはあくまでも、議会なり住民との間の問題ということになるわけでありまして、

「委員長退席、野村委員長代理着席」

○門司委員 そうしますと、次長の御意見だと、区議会というものは開かなくともいいという結論になると思ひま

す。専決事項にしておいて、あとで承認を求めればいいのだというなら、それでもいいと思ひますが、問題は、それならばだれが予算を組むかということでありまして、理事者が予算をかつてに組んでいいのかわるか。まかせられた予算の範囲内で専決処分ができるということはわかりますが、その予算はだれが組むか、それまでも理事者がかつてにやれるのかどうか。

○鈴木(後)政府委員 いささか門司さんの仰せは、私の申しましたことを乗り越しておとりになつておられるのでありまして、私はそういう意味のことを申し上げたのではなく、現に専決処分を具体的にしたものであるかというところでありまして、具体的な問題として今申し上げたわけでありまして、しかし今後の問題、たとえば予算とかその他ににつきましては、できるだけすみやかに区議会に付議して処置すべきものであることは、これは自治法全体の精神から申して当然であると思ひるのであります。ただ自治法には、そういう区議会等にかけることができないという場合が不可避でございますから、そういう場合の穴埋めとして専決処分という規定があるわけでありまして、専決処分の規定があるから、議会にかけないでかつてにやつてよろしいということとは、地方自治法の本旨に反することであつて、それはもちろん適當でない。できるだけすみやかに本来の措置を講ずべきである、かように考えます。私は専決処分の問題は議会が成立してないという前提で了解しておつたのであります。議会がおりますれば、その専決処分の適用される範囲が

な有限定されて来るわけでありまして、

○門司委員 長くなりますが、もう一つ聞いておきたいと思ひますことは、今の次長の御意見は、役人としてはそういうことも一応言えると思ひます。しかし、この場合は議会がないのであります。予算を組もうとしても組みようがない。理事者がかつてに予算を組んで、そして年度の決算までしてある。そういうことがかつてにやれるならば、議会はいらぬということになる。議会の権能などまつたくありはしない。そういうことが現実に行われておるわけでありまして、従つてまかせられた範囲内、またやむを得ざる場合の専決処分はしかたがないと思ひますが、この場合は議会そのものが、当然選挙が行われるべきものが行われなかつた。その間に自分であつてに予算を組み、かつてに支出しておいて、一切議会に認めるといふことになりまして、議会としてはそれはできぬということになるわけでありまして、その上に今のお話のように、専決処分は法的には慣例としてやむを得ぬということになれば、議会はいらぬことになりまして、議事を置いたということが私はおかしいと思ひます。こういうことが法的に一体認められるかどうかというのであります。あわせて聞いておきますが、選挙の方でも、五箇年間に選挙をしなければならぬことについて、責任は一体だれがとるべきであるか。それから次長にお聞きしておきたいと思ひますことは、議会のない間に、予算、決算等が理事者だけであつてにやられるということとは、一体合法的であるかどうか、短かい間なら別であります。五箇年とい

う長い間でありますから、この点をひとつお聞かせ願ひたい。

○鈴木(後)政府委員 だん／＼と話が堂々めぐりいたしまして、恐縮であります。過去五箇年、区議会が全然なかつた時代の、各種の財産營造物に関する執行の処置の問題、それに要する経費の問題、たとえば町村長が財産区の管理のために、どこへ出かけて行つたというふうな実費弁償の問題、こういう類のものは、区議会がないのであります。さりとて財産營造物の管理というものは現実には存するのであります。それから、それは何とかして、やはり支出の道がなければ困るわけでありまして、そこで現実にはかく区議会がないのならば、これはやはり専決処分によつて、そういうことをやらなければならない。財産營造物を管理するという町村長の方の責任も果せないわけでありまして、ただそういうふうな五箇年区議会を設けず、ほうつておくということと自体につきましては、これは大いに責任を問わなければならないと思ひます。條例上置かなければならぬことになつておるのに、それに反して置かないのでありますから、これは大いに責任を問わなければならないと思ひます。しかしその二つの問題は区分して考えなければならぬと思ひます。今後の問題は、これは申すまでもなく区議会ができておるわけでありまして、専決処分というふうなことは、ごく限られた構成要件を満たした場合にのみ行うべきであつて、一般に議会不成立の場合の専決処分という方式によることができないのは当然であります。

○吉岡政府委員 選挙を施行すべきで

あるにかかわらず、選挙を施行しない責任であります。これはおそろくお話を聞かされたらうと思ひます。従つて市町村長に責任があるものであつて、もし選挙管理委員会ができてからであれば、選挙管理委員会の責任になります。

○門司委員 大体それでわかりました。そこで最後に鈴木さんにひとつ聞いておきたいのであります。鈴木さんはどこまでも議会がなかつた、置けなかつたという建前の上の解釈だと思ひます。この場合置けなかつたのではない、置けなかつたのである。こういうことがもし許されるとすれば、市町村長は議会を選挙しなければいい。何年でもしなければ、市町村長はかつて一切やれる。置けなかつたというところが、一体いいのか悪いのか。置けなかつたのか。今の選挙の意見では、これについては置かないという責任だ、こういう話であります。もしこれが責任上置かなければならぬかつたのが、置かないで、一切を執行するといふことになれば、この行為は無効だと言つてもさしつかえないことになると。はなはだしい一つの違憲だと言つてさしつかえない。当然の義務である。こういうことが、一体自治法の上でせつかく財産区を一章を設けておきながら、これは自治法を讀んでみますと、特に重要なから一章を設けたという解釈がついておるのであります。それほど重要な解釈がついておつて、特に一章を設けて、この財産の問題を取上げておる。そういう場合に、さつき言つておるような問題が理事者

の間で行われたということになれば、
 実際上の自治法の無視であつて、議会
 というものはいらないということにな
 る。今の選挙のお話では、当然選挙を
 執行すべきものの責任だということに
 なる。従つてこれは選挙を執行する
 ものの責任だということになつて参り
 ますと、一体五箇年間のそういうこと
 は無効であるか、有効であるかという
 ことが出て来るわけでありませう。こ
 の点については鈴木さんはどういふ
 にお考えになるか、そういうことはや
 つてもいいとお考えになるか、悪いと
 お考えになるか。

○鈴木(後)政府委員 たとえば町村長
 が年六回以上定例会を招集しなければ
 ならない、こういう規定が自治法に
 ないのであります。そういう規定があ
 るのであります。その町村長が町村会
 を全然二年にわたつて招集しないとい
 うような例がある。そういうようなこ
 と、やや類似しておるわけでありま
 して、條例で区議会を設けるというこ
 になつておるにかかわらず、その区議
 会を設けなかつたということは、やは
 りそういう條例の規定の違反であらう
 と思ひます。その條例の根拠は、第二
 百九十五條でやはり法律上の根拠を持
 つておるわけでありませう、そのい
 う條例上当然に区議会を置かなければ
 ならぬにかかわらず、これを置いてい
 ないというものは、たとへば招集する
 町村会を招集していないというのと、
 法律上の問題としては同じことにな
 ると思ひます。むしろそれがいいとい
 うことではなくして、そういう意味で違
 反でありますけれども、その結果とし
 て、それでは町村長が財産区議会がな
 い間に専決処分をやつた行為はすべて

無効であるかという、私はそうはな
 らぬと思ひます。やはり行為の性質に
 よりまして、財産区自体の問題とい
 うよりも、そういう対外的な行為の問題
 になりますと、取引の安全というよう
 な問題も考へて行かなければならませ
 んので、やはりそういうような行為
 は、手続上議院を設けて、その議決を
 経べきものであるけれども、現在議会
 がないので、専決処分の方式によつた
 ということで、やはり一応効力を有す
 るものである、私はかように考えま
 す。

○鈴木(後)政府委員 どうもお話が、
 私が申さないことを申したように言つ
 ているのは、はなはだ残念でありま
 す。私の申しておるのは、区議会は設
 けなければならぬ、設けるべきであ
 る。條例でそうなつておるのだから、
 それを設ける責任があるのだというこ
 とは、私はかねて申しておるのであり
 ます。しかし現実には設けていない場合
 において、長が財産管理をどうするか
 ということになれば、これは今の専決
 処分の規定を使つてやるよりしかたが
 ない。しかし自分でそういう状態をつ
 くつておいて、専決処分の規定を適用
 するということ、適当でないことは
 もちろんであります。私はさつきから
 申しますように、区議会を設置する
 にかかわらず、設置してないとい
 うことは、これは大いに責めらるべきで
 ある、こういうことを申しておるのであ
 る、そういうことを申しておるのだと
 いうことは、少しも申ししておりま
 せん。

○門司委員 それで私は申し上げるの
 ですが、これはやむを得ざる処置であ
 るということになれば、その次に考え
 られることは、これと同じような事例
 が幾つも出て来ても、それでも自治庁
 としては、法律上何らさしつかえない
 ものだというようにことに解釈してよ
 りしうございませうか。

○鈴木(後)政府委員 こういうような
 ことは非常に稀有な事例であつて、今
 の自治法の専決処分の規定も、こうい
 うことを予想してむしろ書いたわけ
 ではないのであります。ごく例外的な
 ケースを考へて規定を設けておるわけ
 ではないと思ひますけれども、しかしこ
 のような事態が起つた場合に、たとへば
 管理しておられます部落の松に、松食い
 虫がついた、これは何とかして消毒剤
 を買つて処置をしなければならぬとい
 う場合に、議会がない、議院を選挙し
 てやつたのに、区間に合はぬといふや
 うなときに、財産区のために町村長が必
 要な措置を講ずることがありましま
 す、これは当然である、そういうこと
 とをやはり認めなければならぬと思
 うのであります。しかしそれはもちろ
 ん権道でありまして、さつきから申し上
 げますように、すみやかに区議会をつ
 くつて、区議会の議決を経べき事項は
 区議会の議決を経なければならぬ、こ
 ういふことはもちろん正論であります。正
 論でありますから、事実そういうことが
 できていない場合においては、これは
 やむを得ない。そういう場合に議決が
 ないから手をこまねいて待つておれ
 うよりも、今申したような措置に出
 ることの方が、やはり適当だと思
 います。

○門司委員 そこまでは私はよくわか
 るのであります。私もそれと同じよう
 な考えを、実は持つておるのでありま
 す、しかしこれは普通の常識でも
 を考へる場合でありまして、こういう
 非常識な人が出て来ると、実際の問題
 として、それを常識上考へたことに適
 用して行くとなれば、非常識なことを
 やつてもいいということに私はなると
 思ふ。従つてこの場合の問題は、この
 非常識なことをやつてもいいというよ
 うな問題について、どう自治庁として
 はお考えになるかというところで
 あつて、この支出全体を、鈴木さん
 としても別に裁判所の裁判官でもござ
 いますまいから、はつきりするわけに
 行かないと思ひますが、自治庁の建前
 から、五年間も、当然区議会がなけれ
 ばならないところに、これを置かない
 でおいて、そして一切を専決処分にし
 ている。これが自治法で定められたき
 わめて常識上の解釈で、専決処分をし
 てもいいという規定があるからといつ
 て、非常識な解釈をこれへ当てはめて
 強行しようというところが、いいのか悪
 いのかというところは、鈴木さんもおそ
 らく悪いと言われておるから、悪いに
 違ひないと思ふ。しかしその場合に、
 効力という点——これが悪いというこ
 ととじやない、一体そういうこと自体
 が、町長の行つた効力については、こ
 れを無効と認めることができるのかど
 うか。専決処分をしたのだからしかた
 がないということだと、あるいはしか
 たがないというところになるかもしれな
 い。しかし私が言つておりますのは、
 これから先の問題として、これがもし
 不当だとか、あるいは越権の行為であ
 るとかいふようなものが、この次に私
 は必ず出て来ると思ひます。そういう

○鈴木(後)政府委員 その問題は全然
 別であります。門司さんの仰せにな
 りましたケースというものは、これは私
 も実は初めて聞いたようなケースであ
 りまして、およそ全国的にもまず唯一
 稀有の例であらうと思ひます。こうい
 うような事例の問題から、全体の考
 え方をただちに類推されるということ
 は、これははなはだ迷惑であります。
 ○門司委員 私の言つておるの、そ
 れが間違ひであらうとかならうと、現
 実にあるということでありませう。こ
 の事実の否定はできないと思ひます。私
 はここで空理、空論をもてあそんでお
 るわけではありませう。現実、こうい
 う問題が起つておる。当然置くべき
 のを、五箇年間の区議会選挙をしない
 でおいて、そうしてその間に専決処分
 をしたということは、鈴木さんの意見
 によれば、やむを得ぬというように受
 取れる。法律上、手続上の違反はある

○鈴木(後)政府委員 やむを得ざる処
 置だと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 やむを得ざる処
 置だと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 やむを得ざる処
 置だと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 やむを得ざる処
 置だと思ひます。

○鈴木(後)政府委員 やむを得ざる処
 置だと思ひます。

で負担するのが。これはまったく地方自治体に対しては強制的にやられるのか、地方自治体との話し合いのもとにやられるのか。あるいは土地の接収の問題あるいは税金の問題、公有建物の問題、こういう問題がまったく地方自治体の意思を無視して、現在でも接収反対を決議しております県会、市会、こ

ういうところの意思を無視して接收なり何なりが行われるのかどうか。ここに交渉の余地があるのか、あるいは拒否する余地があるのか。地方自治体の意思は、どの程度この問題において尊重されるのか。この具体的なことがきまつておりませんと、まづたく地方自治体は無力で、無防備のままにこの攻撃の前にさらされるということになりまして、地方の住民は非常に重大な脅威を持たざるを得ないのですが、こういう問題を何らお考えになつていないのかどうか。次官通牒で一月に調査をお出しになつたということをお聞いておるのですが、どういうことでその調査をおやりになつておるのか。地方自治体の意思が奈辺にあるかということはどういうふうにかんでおるのか。こ

れをお聞きしたいのです。たとえば私
のおります神戸では、神戸の港が現在
でも七割接收されておりまして、もう
全然軍港の形になつておりまして、貿
易港としての役割は果さない。ところが
これが一旦講和條約が発効いたしま
すと、解除されてしまつて当然新しい契約
のもとにこれはやらなければならないけ
なと思うのですが、その場合にも地方
の、たとえば神戸市会のご意思は全然認
められない、強制的に上から現在行わ
れている神戸港湾の接收が命令されて
来るのかどうか。この場合に、やはり

普通の対等の立場の取引として交渉されるのか。具体的なこういう問題が問題なんで、こういうことを自治庁の方で考えていただかぬと、実はこの行政協定は自治体の生命を制する問題にもなつて来ると思うのです。基地が自治体のまん中につくられて、あるいは数箇町村が一つになつて基地になつていく。あるいはひとつと重大な問題は、基地の接続地という規定がありまして、接続地がどこまで広がるのか。接続地を広げることが一体一方的にきめられるのか。たとえば立川基地の周辺の接続地が設定されます場合に、それが東京都の意思にかかわらないで、東京都全体が横田基地の接続地になりました。たとえば防衛演習あるいは空襲警報等が発せられました場合に、まったく上からの強制力が加えられて来るのか、こういうことになつて参りますと、防空態勢の上から申しまして、あるいは負担の上から申しまして、あるいは重大な問題なので、こういう問題は何か考慮されず、行政協定が結ばれるということはどうしても納得できない。自治庁といたしましてこの問題に關しまして行政協定が締結されたあかつきに、こういう問題を考えるというのではなしに、やはり十分こういう問題を考慮された上で、行政協定の交渉には臨まなければならぬと思ひます。また直接臨まれなくても、この問題は行政協定の直接の面に當るものに対して、当然自治庁の方からも意見が具申されなければならぬと思ひます。もちろん政府内部の問題ですから、政府全体としては当然こういうことが考慮されなければならぬと思ひるのであります。こういうことを考慮するのはや

はり自治庁しかないと思ひるのであります。この問題はやはりこの行政協定が成立したあかつきに考えるというふうな、簡単に考えになつておられるのかどうか。これをひとつお尋ねしておきます。

○鈴木(後)政府委員 政府としては地方団体の軍の駐屯に伴います問題として派生した参りますようなことについては、できるだけ円滑なる方式が選ばれますように、それらの政府内部の各機関をして折衝をして参つておるわけでありまして、また将来の問題といたしまして、軍の駐屯というふうなことで、入るべき固定資産税が入らないというふうな地方団体に對しましては、平衡交付金等によりましてこれを処置をして行く。かように考えております。

○立花委員 税金の問題だけ非常に具體的な返答をもらつたのであります。が、基地ができました固定資産税が入らない場合に、どういう方法、どういう形、どういふ名称でそれを補償なさるのか、具體的にお出しになつた問題ですから、承つておきたいのであります。フランスあたりではアメリカ軍の基地に基地税をかけておりました、これが地方の大きな収入になつておるところがあるのであります。これはアメリカとフランス政府との間に、多少問題が起つておるようでありまして、實際フランスではアメリカの基地に對して基地税をかけておる。ところが日本では政府で補償しようといつておるのであります。その補償する方法、フランスよりも数等屈辱的の條約だと思ひますが、補償なさる具體的な方法を聞かせておいていただきたいと思ひま

す。

○鈴木(後)政府委員 これらの点につきましては、まだ具體的に確定してゐるわけではございませんので、ここでこうするということは、まだ申し上げられないのであります。

○立花委員 行政協定がきよう調印されて、国会でも報告されようといつております。しかも政府の宣伝にいたしまして、独立の日は非常に近いと言つておられますので、この問題を今からきめておいていただきませんか、地方の予算にも關係することでありまして、地方の行政その他機構にも關係することです。これは非常に大きな問題なので、当然今成案がなければいけないと思ひますが、これは私は自治庁の非常な怠慢ではないか、こういうふうな考えです。しかし實際にないのであればやむを得ないから、ひとつこの問題は慎重に検討をしておいていただきたいと思います。鈴木君の御答弁では、円滑にやるのだということだけで、非常に具體性が無いのであります。根本的な問題、さつき言いました地方議会の議決しておる場合でも、それが無視されるのか。地方議会が議決したような場合に、これを円滑にやるというのとは、一体具體的にどういふことを言つておられるのか。たとえば神戸の港の七割の接収、これの解除をやはり市会が決議したしておられます。神戸の町の中で目抜き道五十九万坪が接収されておりました、これの解除ということも市会で決議したしておられます。これと行政協定の關係はどうなつて行くか。市会の議決がまつたく無視されて、五十九万坪というものは依然として天降的に接収されるの

か、この問題なのであります。根本的に地方議会の意思、あるいは地方住民の意思というものがまつたく踏みにじられて、一方的に行政協定が押しつけられるのか。政府で行政のとりきめとして行われましたことが、地方自治体の議会の決議をも無視するの。これは地方自治体にとつて重大な問題です。地方自治体としても根本的な問題です。こういう問題に對しては方針がないといふことは、まつたく屈辱的といふか、言語道断だと思ひますが、こういう問題についても、はつきりした御答弁が得られないのかどうか。承りたいと思ひるのであります。

○鈴木(後)政府委員 地方自治体の意向は、これはできるだけ取り入れて、先ほど申し上げましたように、円滑に駐屯が行われますようにいたしたいという希望を強く持つておるわけでありまして、その具體的な措置というものは、やはりまず基本的な行政協定、それに基づく具體的な行政措置というふうなことで、きまつて来るのであらうと思ひるのであります。ただいま仮定した問題に對して、こゝで答え申し上げるわけに参りません。

○立花委員 仮定した問題とは政府としておそれる言えないのじやないかと思ひます。仮定した問題というのとは、国民は知らされておられませんから、これはわからないといふことは言えます。が、少くとも政府は過去一箇月間におつたつて、毎日折衝を続けて来たわけなんです。その草案なるものは、過日の新聞にも発表されておりましたし、その中には明白に、さつき言いました基地であるいはその接続地、こういうことまで規定されておるわけなんです。こ

う問題に對しまして、こういう協定が、もうすでに調印されようとしてゐるのに、しかもこれは仮定のことだから言えないといふような態度は、政府の責任者としては、これはとらるべき態度ではないと思ひます。これはまつたく一片のごまかしにすぎない。あなたたちは自治庁でありながら、自治体のことは考えていないで、ただ向うさんの言つて来るところの行政協定に判を押しすといふだけのことしかお考えになつていない。これは明白だと思ひます。ついでから私聞いておきますが、この間大橋國務相は、この委員会に警察予備隊の募集の割当をすることを調査研究しておると言われておりました。また一昨日あたりから国会でも、法務委員会に住民登録法の施行の何が出て来ております。こういう形で、おそろしく強制的な徴兵が市町村に責任を負わされて行われるだらうと思ひるのでございますが、またそうせざるを得ない客観情勢にあると思ひますが、この場合に地方自治体は、その責任を負う義務があるとお考えになつてゐるかどうか。またこれに對して徴兵の拒否の運動が、地方住民の中に起りました場合に、これに對してどういふふうな措置をおとりになるお考えか、自治庁としてはこの問題は自分の管轄しておる自治体に起つて来る重大な問題なんで、当然お考えなり何なりをお持ちだと思ひますが、それをひとつ聞かしておいていただきたい。

○鈴木(後)政府委員 この問題に關しましては、まだ何も關係行政機関から連絡を聞いておりませんので、どういふような構想で、どういふことを進め

大臣も出て来なければ来も出て来な

い。大体公報で指名された地財委も出て来ておりませんし、自治庁から次長さんがさつきおいでになつたくらいは程度です。私は当局にもう少しはつきり質問したい、聞かなければならぬことはたくさんあるのです。しかも税制改革についても大体要綱はでき上つておるといふことであります。その要綱が発表されておる。機構の改革につきましても、その要綱ができておるはずでありまして、私も委員長の責任をもち、責任者をしてここに出席してもらふことはつきり約束してもらいたい。

○野村委員長代理 ただいまの門司委員さんの御要求はごもつともであります。委員会の審議にあたりまして、御要望の線に沿ひまして必ず政府委員の出席を求めるように、委員長に伝えたいと思ひます。

地方自治に関する調査はこの程度にいたしておきまして、次に国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案を議題に供します。御質疑がございましたら御質疑をお願いします。

○床次委員 この機会に一つ伺つておきたいのでありますが、選挙に關しまして、昨年の暮れに最高裁判所におきまして、島根県の参議院の選挙に對して、一つの新しい判例が出たのであります。あの判例は、従来選挙管理委員会であつておりました見解と著しく相違があるんじゃないか、少くとも私も常識的に見まして、これは常識と差があると思つておるのですが、これに關しまして選挙管理委員会はどういうことを考へておられるか。今後各市町村、また県等におきまして選挙にお

きまして、これは問題になり得る問題だと思ふ。たとい最高裁判所の判例ではありまするが、これに對しましては大部分の者が納得しない、地方管理委員会の人たしも、どうも首肯しがたいものと思つておられますが、御意見があらまするならばこの際御意見を伺つておきたい。

○吉岡政府委員 島根県の判決の問題については、私も個人的な意見はありますが、意見を申し述べるのは差控へます。やはりああいう問題が起きますのは、自署をさせることに原因がある、従つてできることなら、いわゆるプリンテッド・バロツトの方式を採用して、なるべくああいう争ひが少くなるようにやつて行きたいと思つております。ただ実行の問題にいたしましては、裁判所のおよその考え方が、ああいうことになりまして、それとあまりかけ離れた具体的な解釈をとつて、いたずらに紛争を大きくすることは、できるだけわれ／＼も避けたいと思つております。

〔野村委員長代理退席、大泉委員長代理着席〕

○床次委員 裁判所の判例ができたのでやむを得ないところはありまするが、これに對しましては確かに私も承服しがたいところがある。實際地方の管理委員会におきまして、これはなか／＼納得しがたいものがあると思ふ。従つて管理委員会におかれまして、この点に關しましてはひとつ十分御研究をいたいただろうか、御説の通り、これをなるべく記号式にいたす等のことは、私もかね／＼主張するところでありまして、できることならば記号式にいたしたいと思ふのです。

が、やむを得ず記名式をとりまする場合におきましては、やはりああいう争ひが起らないように、もつと常識的な結論をとるようになつて、いたすべきだと思ふのであります。この点はひとつ管理委員会にいたしまして、最高裁判所の意見は意見といたしまして、別個に御研究になることが、いいだらうと思ひます。

○大矢委員 今度選挙執行に對する費用が、相当増額されておりますが、この説明の中にもありますように、ベースとしては約六・五割値上りしておる、さらに物価その他に對して相当値上りがあるにもかかわらず、これだけの増額ではたして行けるのかどうか、いわゆる物価、人件費の上昇率と今度の費用の増加率とバランスがとれていない。と言ひますのは、今日まで地方には、選挙のたびに相当支出が多くなつて財政が困難なのに、さらに多くの費用を分担しておることは、地方財政の上に非常な大きな影響がある。特に明年度は参議院並びに衆議院の選挙あるいは補欠選挙、その他を控へて重要な關係が地方財政の上にありますから、これではたして自信があるのかどうか。それからいま一つは、これの支給方法に對して、選挙が終つて一年近くになるのに、まだ支給されてないといふようなことが、前にもしばしばあつた。これは地方からのいろ／＼な陳情によつて承知しておりますが、どうしてこういうふうな支給が遅れるのかといふことを一応お答え願ひたい。

○吉岡政府委員 貴会その他物価の値上りと比例して、選挙の執行の費用がふえてゐる。こういうお話であります。これは個々に當りましてやつてお

りますので、あるいは全体としては、それに應じていないと思ひますが、この金額で十分やつて行けると思ひます。ただ物価が値上りをいたしました等の事由に關連いたしまして、やはり相当な金額であります。十何億という相当な金額でありますから、選挙を執行するに對しても、やはりできるだけ節約をしてやつて参りたい。そういうことから考へまして、たとえば出張するのにも、十人行くところを八人で済ますとか、そういう事例で節約をいたしました面もありますので、これだけの金額の増加でやつて行けると考へたわけでありま。

それから實際の地方への交付が遅れてゐるようなお話であります。われわれもできるだけ早くやつてゐるつもりであります。あるいは末端まで行つていないところがある。もしそういう具体的な事例がありましたら、御注意いたされたら、われ／＼は督促をしてなるべく早く行くようにやりたいと思ひます。

○大矢委員 それからいま一つ。せんだつての新聞の報ずるところによりますと、大都市といひますか、特に大阪の区の選挙管理委員会を廃止するといふことが、ちよつと新聞に出ておつたのであります。そういうことが具体的に決定されているかどうか。こういうことが新聞に発表されたのでありますから、御相談になつてゐると思ひます。あの二十万近い大きな、ほとんど小さな市の数倍あるような区の管理委員会を廃止して、その管理が完全に行われるかといふことは、非常に私ども危惧してゐるのですが、そういうことがどういふ経過でどういふ理由で

あり、またはたして具体的にそういう決定がされたかどうか。この機会にお伺ひしたいと思ひます。

○吉岡政府委員 五大都市の区の選挙管理委員会を廃止するといふお話であります。これはもちろん一部にそういう話が出ております。これは結局現在行われてゐる地方行政機構簡素化の線から、そういうことをやつたらどうかといふ話が出ておりますが、まだ具体的にそうやるということはきまつておりません。

○大泉委員長代理 ほかに質疑がなければ、本日はこの程度にして散会いたしたいと思ひます。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時五十四分散会